

- 第10 議案第202号 大仙市八乙女交流センターの指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第11 議案第203号 大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理者の指定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第12 議案第206号 平成28年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について (教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第13 議案第197号 大仙市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第14 議案第198号 大仙市水道事業給水条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第15 議案第204号 大曲駅東駐車場等の指定管理者の指定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第16 議案第205号 平成28年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第17 議案第207号 平成28年度大仙市一般会計補正予算(第6号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第18 議案第208号 平成28年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第19 議案第209号 平成28年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第20 議案第210号 平成28年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第21 議案第211号 平成28年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第22 議案第212号 平成28年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算(第2号)
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 3 陳情第 4 7 号 旧佐藤産業工場解体に関する陳情
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 陳情第 5 4 号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、
現行制度の継続を求める国への意見書提出の陳情
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 5 陳情第 5 5 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株
式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 6 陳情第 5 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求
める意見書を求める陳情
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 7 陳情第 5 2 号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求
める陳情書 (教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 8 陳情第 5 3 号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への
意見書提出の陳情
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 9 陳情第 5 0 号 通町 2 区市道への消雪設備導入に関する陳情書
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
-

追加議事日程【第 1 号】

- 第 1 「若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを
求める意見書」撤回(訂正)の件
-

- 第 3 0 意見書案第 3 1 号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあた
り、現行制度の継続を求める意見書(質疑・討論・表決)
- 第 3 1 意見書案第 3 2 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の
株式運用の見直しを求める意見書(質疑・討論・表決)
- 第 3 2 意見書案第 3 3 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を
求める意見書(質疑・討論・表決)

第33 意見書案第34号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書
(質疑・討論・表決)

第34 意見書案第35号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書
(質疑・討論・表決)

第35 各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出について

出席議員（27人）

1番 佐藤 芳雄	2番 秩父 博樹	4番 佐藤 隆盛
5番 後藤 健	6番 佐藤 育男	7番 石塚 柏
8番 藤田 和久	9番 佐藤 文子	10番 小山 緑郎
11番 茂木 隆	12番 橋村 誠	13番 古谷 武美
14番 金谷 道男	15番 高橋 幸晴	16番 富岡 喜芳
17番 大野 忠夫	18番 小松 栄治	19番 渡邊 秀俊
20番 佐藤 清吉	21番 児玉 裕一	22番 高橋 敏英
23番 武田 隆	24番 大山 利吉	25番 本間 輝男
26番 鎌田 正	27番 橋本 五郎	28番 千葉 健

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林 次美	副市長	久米 正雄
副市長	老松 博行	教育長	吉川 正一
代表監査委員	福原 堅悦	総務部長	佐藤 芳彦
企画部長	小松 英昭	市民部長	高階 仁
健康福祉部長	小野地 淳司	農林部長	今野 功成
経済産業部長	小野地 洋	建設部長	朝田 司
上下水道部長	進藤 孝雄	病院事務長	富樫 公誠

教育指導部長 伊藤 雅己 生涯学習部長 山谷 喜元
総務課長 福原 勝人

議会事務局職員出席者

局長 伊藤 義之 参事 堀江 孝明
主幹 齋藤 孝文 副主幹 富樫 康隆
主席主査 佐藤 和人

午前10時00分 開議

○議長（千葉 健） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（千葉 健） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（千葉 健） 日程第1、諸般の報告をいたします。

財政援助団体監査の結果について及び例月現金出納検査結果の2件が市監査委員から提出されておりますので、別添お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（千葉 健） 日程第2、議案第193号から日程第6、議案第213号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長20番佐藤清吉君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、20番。

【20番 佐藤清吉議員 登壇】

○総務民生常任委員長（佐藤清吉） おはようございます。

本会議第3日、当委員会に審査付託となりました事件について、去る12月9日、委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、順次ご報告いたします。

はじめに、議案第193号「大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第194号「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、

議案第195号「大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第199号「大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について」の4件については、当局の説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本4件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第213号「大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、委員から「介護休暇を取得している職員数は何人か。今回の改正で、分割での取得が可能になるが、現実的に取得することが難しい職場環境とならないよう、介護休暇に対する理解をどのように構築していくのか。また、臨時職員にも適用されるのか。さらに、介護休暇を取得した職員のサポートは、人的体制の強化も考えているのか」との質疑があり、当局から「介護休暇の合併後の取得者は、延べ9人で、現在1人取得中である。休暇取得が難しいのではということに関して、取得しにくいということがあれば、人事担当が直接職場に出向き指導し、周りが協力して取得できるような環境を醸成するよう管理職全体にも指示している。また、臨時職員は取得することはできない。サポートについては、物理的に人がいないということなので、業務に支障が出るようであれば、臨時職員を補充するという考え方でやっていく」との答弁でありました。

また、別の委員から「休暇の取り方について、時間単位で取得するとあるが、介護というのは非常に手のかかるものだと思う。どういう使い方になるのか。また、介護する場所と職員の勤務地で行ったり来たりの時間がかかる場合、実態に基づいて希望があれば、勤務地を変更する考えはあるのか」との質疑があり、当局から「今回の介護時間というのは、少し軽い部分にも対応できるよう、介護状態に応じた選択肢が増えるという意味での制度改正と理解している。また、職員の勤務地については、全てが希望に沿えるとは必ずしも言えないが、使用者側の責任として、なるべく沿えるよう努力する」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) 質疑なしと認めます。

【20番 佐藤清吉議員 降壇】

○議長(千葉 健) これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第193号から議案第195号まで、議案第199号及び議案第213号の5件を一括して採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。本5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) ご異議なしと認めます。よって本5件は、原案のとおり可決されました。

○議長(千葉 健) 次に、日程第7、議案第196号から日程第9、議案第201号までの3件を一括して議題といたします。本3件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長5番後藤健君。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) はい、5番。

【5番 後藤健議員 登壇】

○企画産業常任委員長(後藤 健) ご報告いたします。

今期定例会、本会議第3日に当常任委員会に審査付託となった事件につきまして、去る12月9日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第196号「大仙市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第200号「八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定について」及び議案第201号「大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設及び大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設の指定管理者の指定について」の2件につきましては、関連することから、合

わせてご報告いたします。

委員から「指定管理料ゼロでも収支計画は出ているのか」、また、ほかの委員から関連して「今後、施設の修繕が必要になった場合、指定管理料が発生する施設と発生しない施設とで、市が行う支援に差が出ないようにしていただきたい」との質疑があり、当局からは「協定を結ぶ際には、指定管理料の有無にかかわらず収支計画書が提出されている。また、修繕が発生した場合、もしくは備品の購入については、協定に基づき実施している」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【5番 後藤健議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第196号、議案第200号及び議案第201号の3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第10、議案第202号から日程第12、議案第206号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長13番古谷武美君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、13番。

【13番 古谷武美議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（古谷武美） おはようございます。

本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る12月9日、委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第202号「大仙市八乙女交流センター指定管理者の指定について」及び議案第203号「大仙市宮八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理者の指定について」、議案第206号「平成28年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」であります。質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【13番 古谷武美議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第202号、議案第203号及び議案第206号の3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第13、議案第197号から日程第16、議案第205号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長6番佐藤育男君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、6番。

【6番 佐藤育男議員 登壇】

○建設水道常任委員長（佐藤育男） おはようございます。

今次定例会、本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る12月9日、委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

はじめに、議案第197号「大仙市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」及び議案第198号「大仙市水道事業給水条例の制定について」の2件につきましては、関連することから、一括議題として取り扱いました。

当局からの内容説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第204号「大曲駅東駐車場等の指定管理者の指定について」及び議案第205号「平成28年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について」の2件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【6番 佐藤育男議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第197号、議案第198号、議案第204号及び議案第205号の4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第17、議案第207号から日程第22、議案第212

号までの6件を一括して議題といたします。

本6件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務民生常任委員長20番佐藤清吉君。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) はい、20番。

【20番 佐藤清吉議員 登壇】

○総務民生常任委員長(佐藤清吉) ご報告いたします。

議案第207号「平成28年度大仙市一般会計補正予算(第6号)」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において「財政調整基金の積み立てが今回12月補正で出てきたということで、積み立てを決める時期の条件はあるのか。また、5年、10年を見通した場合、財政を取り囲む環境により、基金残高を標準財政規模の10%から15%にする、もしくは、別の基金に積み増しするといったことはあるのか」との質問には、「例年は年度末の財政状況等を踏まえ積み立てを行ってきたが、今年度は前年度からの繰越金が合併後最大となるなど、今後の財政執行等を踏まえた結果、現段階で3億円は確実に積み立てできるため、今回の補正となった。また、標準財政規模の約10%に当たる30億円については、災害等の不測の事態に備えるため確保し、積み増し分については、今後の事業財源として予定しているが、長期的に見た場合、残高を標準財政規模の15%程度にすることも、財源確保の面から今後視野に入れていきたい」との答弁でありました。

また、別の委員から「今回、3億円の積み立てを計上しているが、3月末になったときの基金への繰入の見通しはどうか。また、基金標準財政規模の10%まで蓄える目標設定には疑問を感じる。事業財源については、基準財政需要額を基に普通交付税が算定されているはずであり、災害等の場合には特別交付税の措置もある」との質問には、「今冬の降雪の状況等にもよるが、平年ベースで推移した場合は、さらなる積み立て財源も見込まれる。その場合は、公共施設等修繕引当基金等への積み立ても考えている。また、基準財政需要額については標準的な行政経費であり、全てが交付税で賄われているわけではない。基金残高を標準財政規模の10%に目標設定したことについては、災害等に対応するためのもので、災害時の経費が全て特別交付税で措置されるわけではなく、必ず自治体の負担も生ずるので、ご理解を願いたい」との答弁がありました。

そのほかに質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出

席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【20番 佐藤清吉議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、企画産業常任委員長5番後藤健君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、5番。

【5番 後藤健議員 登壇】

○企画産業常任委員長（後藤 健） ご報告いたします。

同じく議案第207号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する補正予算につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、農業振興課所管の「産地パワーアップ事業費」については、委員から「道の駅なかせんに併設されている加工場の再利用について、加工される製品、販売計画はどういったものであるか、また、審査会において心配された点は、どういう部分であったのか、教えていただきたい」との質疑に対し、「1点目、主な製品は160gパックのトマトジュース、トマトとりんごのミックスジュースのほか、トマトソースである。2点目、販売先については、各道の駅、JR角館駅、大手のジュース会社などと交渉中である。3点目、審査会の中では、初めて立ち上げた会社であり、販売先や融資の点が懸念されたが、長野県の手ジュース会社から購入の問い合わせが来ていること、融資は北都銀行との協議が進められており、目途が立ってきている状況であるということで、提案を可としている。詳しい内容としては、初めて立ち上げる会社ではあるが、代表社員の配偶者が現在、搾汁会社で工場長を務めており、現在の会社を辞めて独立起業するものである。また、工場では搾汁したものを冷凍保存し、必要に応じてパック詰めを行い販売していく計画であるが、パック製品の在庫を多く抱えないように、タンクに入った原料を大手ジュース会社に販売する計画もある」との答弁がありました。

次に、企業商工課所管の補正予算について、委員から「今回の花火産業構想推進事業

費に対する補助金について、融資という考え方はできなかったのか」との質疑に対し、「融資制度のうち、長期貸付は金融機関が行っており、行政による融資例はないもので、短期貸付は、総務省からの指導で不適切な取り扱いと指摘されている。総務省が所管する「ふるさと融資制度」については、使い道に制約があることや融資決定までに期間を要することから、事業の進捗にあわせた借り入れが難しく、花火創造企業が地元の3つの金融機関からの融資を選択している。市としては、当初から民間のノウハウに経営を任せるといことで出資は行わないこととしておりました。しかしながら、この工場は、他分野の製造業と違い、手作業の部分が多く、従業員の習熟度が上がらなければ生産量や品質共に確保できず、操業当初の利益が見込めないという事情があった。また、この会社には、地元の花火会社も出資していることや設立の経緯や目的も公益性が高いことから、市でもこの取り組みを早く安定軌道に乗せたいという趣旨で、今回建設費の一部補助を提案するものである」との答弁がありました。

ほかに、2、3の質疑はありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【5番 後藤健議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、教育福祉常任委員長13番古谷武美君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、13番。

【13番 古谷武美議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（古谷武美） ご報告いたします。

議案第207号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきまして、当局からの補正予算の内容の説明に対し、西仙北地域スクールバス運行業務委託料について、委員から「運行開始時期と現在スクールバスを利用している児童・生徒数に変化はあるか。また、変化があった場合、それが契約金額にどのように影響するか」と

の質疑があり、それに対して当局からは「運行開始時より、現在は児童・生徒数が減少している。運行経費は、走った距離によるキロ制運賃の単価と走った時間による時間制運賃の単価で積算されるもので、生徒数の減少がすぐに契約金額に影響するものではないが、走行距離、スクールバスの運行台数等が変更になる場合は、契約金額に反映される」との答弁がありました。

次に、要支援児童保育対策事業費について、委員から「保育支援員は、資格を持っているかどうかで待遇は変わるのか」との質疑があり、これに対して当局からは「法人の実情に応じて雇用形態や待遇が異なっている」と答弁があり、また、委員から「要支援となる児童の発生は、家庭の生活環境に起因するのか」との質疑があり、これに対して当局からは、「障がいは、先天的に持って生まれる場合や成長の過程で後天的に現れる場合もある。家庭の生活環境に起因しているものもあろうかと思う」との答弁がありました。

さらに委員から、「要支援児童が増え続けている原因を考えなければ、このまま人とお金を注ぎ込むだけで解決にはつながらないではないのか」との質疑があり、これに対して当局からは「原因については、家庭環境なのか、障がいなのか、病気なのかを特定するのは困難と考えられる。今後も保育施設等において、支援が必要な子どもが安心して生活できる場所を提供していきたい」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の補正説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第208号「平成28年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」及び議案第212号「平成28年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【13番 古谷武美議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、建設水道常任委員長6番佐藤育男君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、6番。

【6番 佐藤育男議員 登壇】

○建設水道常任委員長（佐藤育男） ご報告いたします。

同じく議案第207号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、委員から、橋りょう長寿命化対策事業費について、「西仙北地域の暁橋は、9月に床版の舗装が著しく劣化した部分を除去し、コンクリートで応急処置的に補修しているが、そのほかの部分の損傷状況はどうであったか。また、現在、舗装面はひび割れ等のため、でこぼこしているが、全面舗装をするのか、それとも部分的に舗装するのか」との質疑があり、当局から「9月に補修した部分についてはこのままで大丈夫だと思うが、ほかの部分はかなりひび割れ等が発生している。土砂化が進んでいるところは全て撤去し、再度コンクリートを打ち直しする」との答弁がありました。

また、委員から「ここは交通量もかなりある。工事の際は片側通行にするのか、全面通行止めにするのか」との質疑があり、当局から「交通量調査を行っていないので確実なところはわからないが、神宮寺バイパスの『道の駅』付近や、刈和野地区や峰吉川地区への交通量から推計すると、一日当たり4千台から6千台の交通量があると考えられる。全面通行止めで工事を行った方が好ましいが、交通量を勘案すると、今現在は片側交互通行での工事を計画している」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第209号「平成28年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、委員から「水源地である斉藤川の表流水が降雨時に濁度が上昇するため、中仙地域入角地区簡易水道の水源地を新たに地下水に求めるものだが、補助事業により整備したこの施設の水源を変更することに對し、国や県からの指摘事項はなかったのか」との質疑があり、当局からは「水源地の水質が極端に悪化した場合、水源地を変更することは可能というのが国・県の認識であ

る。また、豪雨時にはさらに濁度が上昇し、もっとひどい状況になる。そのため、水源地を変えることについては、市の判断にまかせるということになっている」との答弁がありました。

また、委員から「簡易水道施設を整備するための国庫補助金が、平成28年度で終了することから、平成29年度以降実施するこの水源新設工事は、市の単独事業になるとのことだが、濁度が発生した段階で早期に国・県と協議し、平成28年度事業とすることはできなかったのか」との質疑があり、当局からは「濁度の発生は、平成28年度の梅雨前線による豪雨での斉藤川上流の崩落による砂防ダムへの土砂堆積がきっかけであり、それからたびたび濁度が発生するようになった。今年の春から、懸案事項として対策を検討した結果、年度内に変更認可申請及び新たな水源地調査には時間を要するため、簡易水道等施設整備費国庫補助事業には採択されることは困難である。今後は単独事業として、平常時は斉藤川の表流水を自然流下方式で取水することが可能であり、新設する井戸と表流水を併用活用して、生涯コストの低減を図るという結論に達し、今回予算に計上した」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は 原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第210号「平成28年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」及び議案第211号「平成28年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の2件につきましては、関連することから一括議題として取り扱いました。

当局からの補正内容の説明に対し、委員から「県が流域下水道施設を市に譲渡するような動きはあるのか」との質疑があり、当局からは「流域下水道の譲渡については、県とはそのような協議はされていない。もし譲渡となれば、完成されたもので引き渡されなければ、市では受け入れないという姿勢である」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は 原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) 質疑なしと認めます。

【6番 佐藤育男議員 降壇】

○議長(千葉 健) これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております議案第207号から議案第212号までの6件を一括して採決いたします。本6件に対する委員長報告は原案可決であります。本6件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) ご異議なしと認めます。よって本6件は、原案のとおり可決されました。

○議長(千葉 健) 次に、日程第23、陳情第47号から日程第25、陳情第55号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長20番佐藤清吉君。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) はい、20番。

【20番 佐藤清吉議員 登壇】

○総務民生常任委員長(佐藤清吉) ご報告いたします。

当委員会で継続審査となっております陳情第47号「旧佐藤産業工場解体に関する陳情」につきましては、委員から「所有者の対応を確認しながら継続審査とするには、今後ずっと引きずっていくと思われる。今回で区切りをつけるためにも、不採択とすべき」との意見があり、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第54号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書提出の陳情」につきましては、願意を妥当とし、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第55号「若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式

運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情」につきましては、委員から「低くなることも我慢しながら年金制度を維持していかないと、のちに大きなツケを国民が取られることになるので、この陳情は不採択とすべき」という意見と「年金の資金運用での損失という実態もあり、そのツケを年金削減という方法でやるという年金カット法案と言われる法案であるので、この陳情は採択すべき」との意見がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、2番秩父博樹君。

○2番（秩父博樹） 今回のこの三つ目の陳情第55号ですけど、この中段、文面の中段のところに2015年度、5兆3,000億円余りの赤字とありますけど、これ確かにそうなんですけど、ここの独立行政法人から公表されてます一番最新のデータですけど、28年度、第2四半期の運用状況、これ今までのトータル見ますと、平成13年度からこれまでのこの15年間のトータルで見ますと、累積収支額が今4兆2,500億超えているという、黒字という状況ですけど、これについての話し合いというのは委員会の中ではあったものですか、なかったものですか。教えていただければ。

○議長（千葉 健） 質疑に対する答弁を求めます。

○総務民生常任委員長（佐藤清吉） 私どもの総務民生常任委員会におきましては、出された資料に基づきまして、それに対しての審査をしましたので、今の部分については改めて議論はされておられません。

○議長（千葉 健） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑を終結いたします。

【20番 佐藤清吉議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、2番秩父博樹君。

【2番 秩父博樹議員 登壇】

○2番（秩父博樹） 私は、今の陳情第55号、若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情について、反対の立場で討論をいたします。

大きく4点について述べさせていただきますが、まず1点目に、私たちの年金は、100年たっても維持できるように長期運用がなされております。つまり、株が上がったり下がったりと目先の利益を当てにしているではありません。日本の株式や外国の株式、国債や外国債など、幅広く投資しており、長い目で見てどうかということが大事であります。

これまでの年金の運用では、先程申し上げましたが、4兆5,644億円の利益を上げてきています。これを下がった部分だけを取り上げて、全体の正しい情報を伝えず、誤った解釈に誘導するようなやり方は、合理的ではないと考えます。

あえて言わせていただければ、民主党政権での運用益は4兆円しかありませんでしたが、自公政権でのこれまでの運用成績は、プラス30兆円となっております。

2点目に、運用で損をしても、直接年金が減ることにはつながりません。高齢者に支払われる年金は、その9割がこれまで積み立ててきたものでなく、今の現役世代の支払う年金と税金で賄われており、これを“賦課方式”と言います。基金として運用されている部分で賄っているのは、年金の支払いの僅か1割です。さらに言えば、幾ら年金がもらえるかの計算式がありますが、その変数の中には運用の損得は入っておりません。というのは、この陳情にある5兆3,000億の赤字とは、あくまで“時価評価額”が下がったという意味であって、本当に損が確定したわけではありません。毎年確定する損得の一つは、利子や配当収入になりますが、これについては、毎年確実に2兆円の利益を上げている状況です。目先の評価額で一喜一憂するのは、長期運用の年金では、余り意味をなさないことであります。

3点目に、では、なぜ年金を株に投資するのかという点についてですが、年金は15年前に自主運用を開始してからこれまで、株式や国債、外国債などに広く投資されてきました。最近、株式への投資比率を増やし、国債への比率を減らしましたが、その理由は、国債がマイナス金利となっているような現在の状況では、長期運用しても得にならない可能性が高くなったからです。新しい投資比率と、以前の比率を比較した試算では、株が大きく下がった「リーマンショック」を挟んだ10年間で比べても、新しい比率の

利回りは4.3%、以前の比率では3.2%でした。つまり、世界不況の時期を入れても、この投資比率の方が1.1%の利益が上回っているということになります。

4点目に、陳情の中段にあります“GPIF”についてですが、この年金を運用する法人“GPIF”が特定の株式を選択して売ったり買ったりすることはできません。また、株主としての議決権の行使など、企業の経営に影響を与えることも認められていません。

では、どういった運用をしているのかという点についてですが、証券会社や信託銀行に分散して、運用を委託しており、委託先がどういった銘柄に投資したかについても、全て公表されております。その報告書によると、国内株式で言えば、2千以上の銘柄に、広く薄く投資されている状況です。東証1部に上場されている銘柄が全て、概ね時価総額の比率にあわせて買われていることがわかります。つまり、年金の運用成績は、ほぼTOPIXやダウ平均に連動しています。年金で株を買っているといっても、特定の企業への投資ではなく、“日本経済全体を買っている状況”ということになります。

最後に付け加えますが、今国会での年金制度改革では、受給資格取得期間を25年から10年に短縮する無年金者救済法が成立しました。これによって64万人が救済されることは、成長と分配の好循環の大きな具体的な一歩です。

あわせて、来年度税制改正大綱では、パートで働く主婦などがいる世帯の配偶者控除の年収要件が150万円以下に引き上げられたことは、パートの収入増や中小企業の人手不足解消が期待されます。150万円まで税金がかからず、夫の給料も控除される一石二鳥のこの仕組みは、市民の暮らしを一步一步前進させ、日本全体を良くしていくものと考えます。

また、将来世代の年金の給付水準を確保するため、年金改定ルールの見直しなどを盛り込んだ年金制度改革法が、一昨日の午後、参院本会議で自民・公明の与党両党と日本維新の会などの賛成多数で可決、成立しました。改定ルール見直しは、年金制度の持続可能性を高めることが狙いで、年金の支え手である現役世代の賃金（負担能力）が下がるような不測の経済状態になった場合は、賃金変動に見合った年金額とするよう改められ、これは2021年度から実施されます。

少子高齢化にあわせて年金給付を抑制していく「マクロ経済スライド」も、18年度からルールを見直し、物価や賃金が下がるデフレ時は、今までどおり給付の抑制を見送るものの、見送った抑制分を翌年度以降に繰り越し、年金額が伸びる景気回復期に繰り

越し分も含めて伸びを抑える調整を行うこととなりました。

このほか、従業員500人以下の中小企業などで働く短時間労働者について、労使が合意すれば厚生年金が適用される仕組みが来年4月から導入されます。また、国民年金に加入する女性を対象に、出産前後4カ月間の保険料を免除する制度も19年度からスタートします。世代間の公平性を確保し、支え合いを盤石にする制度強化、加えて、将来世代の年金を守ることに主眼を置いた今般の年金制度改革の必要性を申し上げまして、反対討論といたします。

【2番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（千葉 健） ほかに討論ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、7番。

【7番 石塚柏議員 登壇】

○7番（石塚 柏） 私は、大地・公明の会の石塚柏です。議題となっている若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める陳情並びに意見書の提出には、反対するものであります。

ただいま秩父議員からも同様の趣旨の発言がありましたが、多少重複するところがあると思いますけれども、ご容赦願います。多少発言が長くなるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、反論に入る前に、年金制度を取り巻く抜き差しならない状況について触れたいと思います。

それは、少子高齢化社会によって年金をもらう高齢者が増えて、財源となる保険料を支払う現役世代の加入が減り続けるという事態に直面していることであります。

さらに、平均寿命が伸びて、年金を受け取る期間が長くなっていることや、20～30歳代の年金加入者が30%台と、制度の根幹に触れる問題を発生しております。

こうした客観的な現状の中で判断する必要があります。

意見書には、1、マクロ経済スライドを廃止してください。2、支給開始年齢の引き上げと年金額の引き下げはやめてほしい。3、最低保障年金制度を全額国庫負担で早期に実現してほしい。4、年金積立の運用基準の株式運用をリスクの少ない国内債券を中心にした運用基準に戻してくださいの4つの要望が書かれております。

1のマクロ経済スライドは廃止してくださいということですが、このマクロ経

済スライドの内容は、年金に加入する人が減少することや平均年齢の伸びを自動的に調整させることを制度化したものであります。2004年に制定しましたが、デフレ経済のときには実施しないというルールがありますので、この15年間のうち実施したのは2014年の1回だけであります。そのために年金の現役世代の平均所得と年金の支給の割合、いわゆる所得代替率が60%を超えるところになってしまいました。これを当初目的の50%に段階的に引き下げるとというのが内容であります。引き下げる率は0.9991という調整の率を掛けて実施するものであります。高齢者の受給を抑制して若年層の給付が減らないようにするのが、このマクロ経済スライドの目的であります。これは必要な措置と判断いたします。

2の支給開始年齢の引き上げと年金額の引き下げはやめてほしいということですが、支給開始年齢の引き上げは定年延長にあわせて実施しております。

また、年金額の引き下げはやめてほしいということですが、先程申し上げましたマクロ経済スライドに関して述べたとおりで、現役世代の将来の年金収入が減少することを防がなければなりません。場合によって、引き下げが必要となることと判断いたします。

3の年金保障年金制度を全額国庫負担で、早期に実現してほしいの要望については、財源の問題があります。年金に充当する財源としては、変化の激しい法人税というわけにはいきません。当然、安定した税源である消費税ということになります。さきに決めた消費税すら増税できない我が国で、消費税をさらに増税することは困難であり、この要望は不可能だと判断するしかありません。

最後の4であります。年金積立金の運用基準の株式運用をリスクの少ない国内債券を中心にした運用基準に戻してくださいという要望につきましては、先程詳しく秩父議員から説明がありますので、要点と必要なところだけ述べさせていただきます。

積立金の運用は、短期の運用のマイナスを見るのではなく、中・長期のスパンで運用益がどうなっているかを見るべきです。現在、積立金は137兆7,000億あります。これを年金積立金元利運用独立法人、いわゆるGPIFに運用を委託しているわけですが、この10年間の運用の実績は、利益を出したのが6年間、損失を出したのは4年です。獲得した利益の合計は10年間で50兆3,000億円、損失を出した合計は21兆円です。差し引きこの10年間の運用益は29億3,000億円を出しているわけです。

要望の争点は、株式の運用の割合が大きいことを指しておりますが、現在我が国の国債の利回りが限りなくゼロに近い現状では、運用益を確保することは事実上不可能です。

今回の法案で年金積立金管理運用独立法人に経営委員会を設置することを義務づけております。この経営委員会で最適の国内外の株式の運用の割合を検討していきます。

年金の財源の確保は極めて重要です。現在の経済環境の中で最適の組み合わせを期待するには、株式の運用が現行の50%でよいと考えます。

ちなみに、リーマンショック時の株価は7千円であったのが、この12月14日の日経平均株価は1万9,253円でした。平成28年度の運用益が、かなりの額になることは間違いがありません。

最後に、高齢者と若者、すなわちお金を受け取る側と保険料を支払い、将来に年金を受け取る側では、全く利益が反対になります。我が国の年金制度を守るためには、現役世代から年金制度から離れないようにしなければなりません。内容をご理解いただき、12月14日に成立しました年金制度改革法案の考えが必要だということを申し上げて、この意見書の提出には反対するものであります。

【7番 石塚柏議員 降壇】

○議長（千葉 健） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） これにて討論を終結します。

これより陳情第55号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者13人 起立）

○議長（千葉 健） 可否同数であります。

私は、ただいまの2人の討論を受けまして、不採択とすることにします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 私はですね・・・

（「休憩した方がいい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 暫時休憩いたします。

午前11時02分 休 憩

午前 11 時 02 分 再 開

○議長（千葉 健） 再開いたします。

次に、陳情第 47 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 0 人 起立）

○議長（千葉 健） 起立なしであります。よって本件は、不採択と決しました。

次に、陳情第 54 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第 26、陳情第 51 号から日程第 28、陳情第 53 号までの 3 件を一括して議題といたします。

本 3 件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長 13 番古谷武美君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

【 13 番 古谷武美議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（古谷武美） ご報告いたします。

陳情第 51 号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情」及び陳情第 52 号「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書」、陳情第 53 号「介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情」につきましては、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本 3 件は採択するべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【 13 番 古谷武美議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 討論なしと認めます。

これより陳情第51号から陳情第53号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は採択であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって本3件は、採択することに決しました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第29、陳情第50号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長6番佐藤育男君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 6番。

【6番 佐藤育男議員 登壇】

○建設水道常任委員長（佐藤育男） ご報告いたします。

陳情第50号「通町2区市道への消雪設備導入に関する陳情書」につきましては、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉 健） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

【6番 佐藤育男議員 降壇】

○議長（千葉 健） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 討論なしと認めます。

これより陳情第50号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長(千葉 健) 議案審議の途中でございますが、意見書案の提出の部分がござい
ますので、取り下げをしなければならぬので暫時休憩いたします。

午前11時08分 休 憩

.....

午前11時27分 再 開

○議長(千葉 健) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(千葉 健) 総務民生常任委員長から提出された意見書案第32号、若い人も高
齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書につい
て撤回したいとの申し出があります。

若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求め
る意見書撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題
としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) ご異議なしと認めます。若い人も高齢者も安心できる年金制度改善
と年金積立金の株式運用の見直しを求め意見書撤回の件を日程に追加し、追加日程第
1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とします。

総務民生常任委員長から、若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の
株式運用の見直しを求め意見書撤回の説明を求めます。総務民生常任委員長20番佐
藤清吉君。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) はい、20番。

【20番 佐藤清吉議員 登壇】

○総務民生常任委員長(佐藤清吉) 先程、総務民生常任委員会で採択すべきとした陳情
第55号につきまして、本会議において不採択となりましたので、当委員会から提出い
たしました意見書案第32号につきましては、委員会を開催し、撤回することに決定い
たしましたので、ご報告いたします。

○議長（千葉 健） お諮りします。ただいま議題となっております若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書撤回の件を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって、若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める意見書の撤回の件は、許可することに決定しました。

○議長（千葉 健） ただいま議題となっております意見書案第32号は、日程第31となっております。

お諮りいたします。日程第31を削除することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって日程第31は削除されました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第30、意見書案第31号から日程第34、意見書案第35号までの4件を一括して議題といたします。

意見書案第31号・・・

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 暫時休憩します。

午前11時31分 休 憩

.....

午前11時32分 再 開

○議長（千葉 健） 再開いたします。

ただいま先程申し上げたものに間違いございません。

日程第34、意見書案第35号までの4件を一括して議題といたします。

意見書案第31号は、総務民生常任委員長から、意見書案第33号から意見書案第35号までの3件は、教育福祉常任委員長から提出されております。

お諮りいたします。意見書案第31号から意見書案第35号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) ご異議なしと認めます。よって本4件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております本4件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) 討論なしと認めます。

これより意見書案第31号から意見書案第35号までの4件を採決いたします。本4件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました意見書案第31号から意見書案第35号までの4件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長(千葉 健) 日程第35、各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条並びに第110条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(千葉 健) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決
しました。

○議長(千葉 健) 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成28年第4回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞様でした。ありがとうございます

午前11時35分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員